

第3回京都府感染症対策連携協議会 議事概要

1 開催日時

令和5年11月17日（金）14:00～16:00

2 結果概要（内容）

- ・京都府感染症予防計画（中間案）について

3 主な意見等

○第1 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

- ・検疫所として協定医療機関を増やしていきたいので、協定締結について今後相談したい。
- ・医療現場からは、指揮命令系統がわかりにくかったため、明確化すべき。
- ・どのような新興感染症がくるのかわからず、細かい記載は難しいが、少なくとも基本的な指揮命令系統をしっかり記載する必要がある。

○第4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

- ・新興感染症が発生した場合に試薬や検査の手順、判定のやり方などがしっかりと示されるかがポイントになる。

○第5 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項

① 病床

- ・入院調整の一元化等について、舞鶴港の検疫業務で発生した患者対応についても検討してほしい。
- ・まん延時の搬送困難時には、入院コントロールセンターを活用し、受け入れ状況や空床状況などが確認でき、救急隊が活用できるシステムの構築をお願いしたい。
- ・入院調整について、誰がイニシアティブをとるのか、権限があるのかについてもう少し具体的に書ければ、現場も対応方法がわかる。
- ・予防計画の関係者間での共通理解のために、ダイジェスト版やマニュアルの作成も検討していただきたい。
- ・自宅療養の入院コントロールセンターの調整手順については、感染拡大のフェーズによるが、もう少し明確にしたほうがいい。
- ・入院待機ステーション等の整備について、平時から人員規模や人員体制、配置場所を含めた設置・運営の流れを確認するということだが、具体的に記載できるか検討してはどうか。

② 自宅療養者等への医療の提供

- ・職員が感染して自宅療養者が買物支援等の介護サービスを受けられなくなった事例があり、介護支援専門員が食材を届けたこともあった。府民の生活を支えていくためには、介護分野でも正しい知識情報を共有できることが重要と考える。

えている。

- ・社会福祉施設でクラスターが発生した場合には、各保健所の支援をいただき、情報共有をしていきたい。

○第6 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項

- ・京都府内の15消防本部においては、日々の消防業務に加えての移送となる。平時から保健所と消防機関との連携協議の場を設け、救急隊の安全確保の助言や指導をお願いしたい。また、感染防護資材や消毒、医療用廃棄物の財政支援をお願いしたい。
- ・軽症でも救急消防が使われる場合があり、搬送を小規模の消防に頼むのは感染拡大時にリスクがあるため、民間事業者の活用を検討すべき。

○第7 宿泊施設の確保に関する事項

- ・舞鶴港で患者発生した場合に備え、京都府の宿泊療養施設の共同利用をお願いしたい。

○第11 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項

- ・ICT化が遅れたというのが反省点である。G-MISやHER-SYSだけで解決できるものでなく、入院コントロールセンターなどがアナログで対処してきた。AIの活用なども含めて方向性を示していただきたい。
- ・保健所体制はコロナ禍で、患者への関わり方の密度も最初と終盤では大きく変わってきて業務量も変わってくることを念頭に置くべき。